法改正に伴う定款変更の例③　～社員総会のみなし決議～

社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、社員総会で可決の決議があったものとみなすことができるようになりました。また、社員総会の目的であるすべての事項について可決する旨の決議があったものとみなされるときには、当該社員総会が終結したものとみなすことができます。

※　定款に規定がなくても「みなし決議」を行うことは可能ですが、他の定款変更の際に併せて、定款に定めるようにしてください。

【法改正の概要】

（議決）

第○条　総会における議決事項は、第△条第□項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第☆条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（各号略）

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

（議決）

第○条　総会における議決事項は、第△条第□項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第☆条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（各号略）

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

⑵　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

⑶　総会の決議があったものとみなされた日

⑷　議事録の作成を行った者の氏名

定款変更認証申請書の記載方法を裏面に示しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更前 | 変更後 | 変更しようとする時期 |
| （議決）第○条　総会における議決事項は、第△条第□項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。２　略（議事録）第☆条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。（各号略）２　略 | （議決）第○条　総会における議決事項は、第△条第□項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。２　略３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。（議事録）第☆条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。（各号略）２　略３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。⑴　総会の決議があったものとみなされた事項の内容⑵　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称⑶　総会の決議があったものとみなされた日⑷　議事録の作成を行った者の氏名附則　この定款は、定款変更認証の日から施行する。 | 定款変更認証の日から |